

保育サービスのあり方検討部会報告

保育サービスの新たな展開

～個別外部監査報告を踏まえて～



平成17年9月

目 次

はじめに	P2
第一 保育サービスの需要動向	//
1 保育施設サービスの需要	//
2 一時保育サービスの需要	P3
第二 今後の保育施策推進の基本的な考え方	P4
第三 保育サービスの新たな展開	P5
1 すべての子育て家庭への支援	//
2 各種保育施設の特長を活かした機能分担の推進と連携	P6
3 保育料等の利用者負担の格差是正	P8
4 育児支援人材養成制度の創設	//
第四 区立保育園の運営の見直しと今後の役割	P9
1 保育園運営の効率化	//
2 区立保育園の今後の役割と運営の弾力化	//
3 家庭、地域子育てへの貢献	P10
4 保育料滞納への対応	//
5 施設修繕の計画的実施	//
第五 新たな需要推計に基づく保育施設の整備と公設民営化	P11
1 保育施設の整備方針と経費	//
2 区立保育園の公設民営化等	P12
3 区立保育園の職員の計画的採用	//
おわりに	P13
資料 1～資料 6	P14～P26
検討メンバー	P27～P29
検討経過	P30

保育サービスのあり方検討部会報告

「保育サービスの新たな展開」

～個別外部監査報告を踏まえて～

はじめに

本検討会は、平成 16 年度の個別外部監査報告を受けて、平成 16 年 11 月に行財政改革推進本部のもとに設置された。子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化している中で、区はこのほど、すべての子ども・子育て家庭への支援を視野に入れた「子ども子育て将来構想」及び「子ども子育て行動計画」を新たに策定したが、保育サービスについても、新たな構想と行動計画の理念に沿って、現在の保育需要や子育て環境に即した見直しを図る必要があることから、本検討会では個別外部監査報告の指摘事項への対応に止まらず、新たな保育サービスのあり方について検討を行ってきた。

本報告はその結果をまとめたものであり、平成 14 年 7 月の「杉並区の保育サービス提供のあり方検討会報告書」に代わり、今後の保育サービス展開の指針となるものである。

第一 保育サービスの需要動向

- 平成 14 年 7 月の「杉並区の保育サービス提供のあり方検討会報告書」は、就学前児童人口に占める保育需要を中位推計の 33%とし、保育に係る運営経費を増やさずこの需要に対応するために、区立保育園 14 園を民営化して経費の節減を図るとともに、私立保育園 8 園の増設、認証保育所の新設などを行っていくとする保育行政の方向を示した。
- この推計は、一時保育(以下、預かり保育等を含む)などの潜在的需要を広く包含したものであり、報告は、それらについても認可保育園を主体とした保育施設サービスで対応していくことを前提としたものであった。区は、この報告を機に、16 年 4 月には区立保育園の公設民営化の第一歩を踏み出すなど新たな取り組みを進めてきたが、一時保育サービスについては、今日では、より柔軟で多様な供給形態を構想することが可能であり、協働の視点からも適切であると考えられる。
- そこで、本検討会では、就学前児童の保護者を対象に保育サービス需要について、「保育施設・幼稚園に対する潜在ニーズ」と「一時保育を含む一時預かりサービス等のニーズ」に分けて把握するためにアンケート調査を実施した(平成 17 年 3 月実施、対象者:0～5 歳児 1,800 名、回答者:774名)。その概要は次のとおりである。

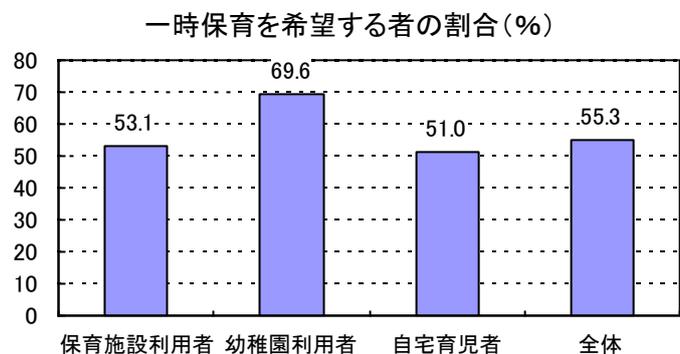
1 保育施設サービスの需要 (資料 1 及び資料 2 参照)

- アンケート調査から、自宅で子育てしている家庭(自宅育児者)のうち、保育施設への入所を希望している者の希望理由等を分析し、「保育に欠ける」可能性のあるケースを抽出して、すでに保育施設を利用している者と合わせて保育施設サービスの需要を集計したところ、就学前人口の 27.44%であった。

- この値は、17年4月時点での総定員(5,231人)＋待機児数98人が就学前児童の人口に占める割合 26.61%とほぼ近似する値であり、現在の保育ニーズの実態をよく反映しているものと認められた。しかし、調査結果には近年増加している育児困難家庭(ひとり親、保護者の病気、虐待など)の需要があらわれにくい傾向がある。そこで、最近の実績等からそれらの潜在的ニーズを考慮すると、年度途中の新規需要にも対応できるための保育施設サービス需要は、就学前人口の28.21%程度であると推計された。
- 現基本計画・実施計画では、平成21年度の同需要を28.76%と予測した上で、19年度以降は「待機児をゼロ」とする計画を策定し、保育施設の整備を推進している。また、17年度からは就学前人口は減少すると推計しているため、新たな28.21%の需要推計は計画上21年度までに十分満たされることになるが、整備計画の定員数は、母数となる就学前人口の動態を的確に踏まえたものでなければ不適切なものとなる。
- 現計画の人口推計に反して、実際には就学前人口は減っておらず、17年4月時点ですでに約260人の誤差が出現している。このため、現時点では、保育需要の予測にあたって、就学前人口は著しく変化しないことと仮定して17年4月の就学前人口(20,030人)を用いることとする。
- この場合、28.21%の需要を満たすためには、21年度までに258人の定員を確保する予定に加えて、さらに162人の追加整備が必要であり、次期実施計画に反映させる必要がある。
- ただし、保育施設利用者や今後の利用希望者には、「必要な条件を整えば幼稚園を利用してよい」と考える者が多数含まれており、施設整備あたっては、既存の社会資源としての幼稚園の活用可能性を検討すべきである。
- また、0歳児の需要の中には、認可保育園への入所の困難さなどから、育児休業を短縮して入所を希望している実態も認められる。育児休業の取得を促進する社会的な取り組みや、育休取得後に入所しやすい仕組みを整備することにより、0歳児保育の需要を抑制する視点にも留意する必要がある。

2 一時保育サービスの需要 (資料3参照)

- アンケート調査では、回答者774名のうちの428名(55.3%)が一時保育サービスの利用を希望すると回答しており、このサービスに関する期待の大きさがあらわれている。
- 自宅育児者や幼稚園利用者の間では、「一時的に育児の手間から離れリフレッシュするため」及び「保護者の通院やPTAの会議などの用事を済ませるため」という理由が圧倒的に多い。また、利用時間については、3時間が最も多く、続いて2時間、4時間の利用を希望している。



- これらの不定期・短時間の保育需要への対応を充実することは、すべての子育て家庭への支援を推進するうえで重要であり、今後抜本的に充実する必要がある。また、そのための受

け皿を多様な手法で合理的に整備することができれば、既存の保育施設に集中しがちな需要を軽減することにも結びつく。ただし、一時保育サービスは定量的に想定しにくい性質があり、充実を図る中で適宜需要動向を把握して対応していくことが求められる。

- なお、保育施設利用者にも一時保育の利用希望がある。その理由としては、休日の利用希望のほか、園のお迎えに間に合わないという回答も多数あり、延長保育時間の見直しの必要性を示している。

第二 今後の保育施策推進の基本的な考え方

保育サービス需要の動向を念頭に置き、今後の保育施策は次のような視点をもって推進することが必要である。

1 すべての子育て家庭を視野に入れた施策の展開

保育に欠ける乳幼児の保育、とりわけ父母の働く機会の保障を主眼とした保育行政の現状を見直し、すべての子育て家庭への支援を視野に入れた施策の展開をめざす。

2 一時保育を含む多様な保育ニーズへの対応

そのためには、一時保育の拡充をはじめ、育児困難家庭への積極的な支援、保育施設の入所待機児解消、新たな課題である育児休業明けの入所予約など、多様な保育ニーズに柔軟に対応できるよう、事業者・区民と緊密に協働して事業に取り組む。

3 各種保育施設、幼稚園との機能分担の明確化と連携の推進

同時に、各事業者がそれぞれの特長(能力や特性)を発揮してそれぞれの役割を担えるよう、既存事業の再構築や必要な事業者支援策等の検討を行って環境を整備し、保育に係わる資源(保育園、幼稚園の施設やマンパワー)の適切な活用と施設間の連携を推進する。

4 既存事業の効率化の推進

それらの保育サービスには多額の経費を要するが、区立保育園の公設民営化をはじめとする既存事業の再構築による効率化を進め、保育総経費の増加を極力抑制しつつ実現していくことに留意する。

5 利用者負担の格差是正による公平性の確保

また、保育施設の違いによる利用者負担の格差是正をはかり、公平で偏りの少ないサービス利用環境を整えることに努める。

6 子育て支援のための地域人材育成による協働の推進

さらに、子育て支援の広がりには欠かせない地域人材の確保のために、その養成と活躍の場を提供するしくみを構築し、区民等と協働して保育サービス事業を進める。

第三 保育サービスの新たな展開

1 すべての子育て家庭への支援

保育環境や労働環境が整備されてきた中で、共働き家庭等の過重な育児負担は徐々に解消されつつあるが、一方では、家庭で子育てをしている母親の方が育児の負担感や不安感が強いという報告がなされている。このため、働き方や家族形態にかかわらず、すべての子育て家庭を支援する施策が強く求められており、保育サービスの分野においても、同様な視点から次の施策を推進していくことが必要である。

(1) 一時保育の抜本的拡充

アンケート調査によると、一時保育サービスの利用希望は大変多いが、現状では量的にも質的（多様性・柔軟性）にも供給が不足している。「子ども・子育て行動計画」では、すべての子育て家庭を対象に、だれもが利用しやすいサービスとするよう、その抜本的な拡充を重点事業に掲げており、新たに設ける一時保育施設（仮称：ひととき保育）を18年度に4カ所整備し（荻窪北保育園の既設一時保育室を合わせて5カ所）、19年度からはバウチャー（利用券）方式による利用しやすいしくみを導入しながら、順次拡大していくこととしている。

認可保育園における一時保育、幼稚園における預かり保育、認証保育所等での一時保育等についても、各施設の経営方針に基づき連携協力して充実していくことに努め、身近なところで一時保育サービスを受けられるように整備を進める。

(2) 子育て支援情報の総合提供

子ども家庭支援センターを中心に、子育て相談機関、一時保育等の場所や空き情報、急病時の緊急相談機関など、子育て支援情報をインターネット等から総合的に提供できるように整備を進める。

(3) 施設における育児相談等の充実

保育園における体験保育（ふれあい保育）や育児相談をさらに普及・充実するとともに、子ども家庭支援センター等と連携した虐待防止等に取り組む。

なお、子育てサポートセンター（区立保育園 5カ所）については、一時保育等の普及状況等を勘案しながら、その位置づけを再検討する必要がある。

(4) ファミリーサポートセンターの育児支援

ファミリーサポートセンター（社会福祉協議会委託）では、保育園・学童クラブ等の送迎サービスや外出・リフレッシュ等のための一時預かりなどを行っているが、協力会員の不足が事業展開の制約になっている。今後とも、本事業の基本理念である「助け合い」に基づくサービスについて、派遣形態等の見直しや協力会員確保に努めながら、多くの需要に柔軟に応えられる体制づくりを進めるが、より広範な需要に対しては、別途、その受け皿の確保や整備について検討する必要がある。

2 各種保育施設の特長を活かした機能分担の推進と連携

今回推計した需要を充足する保育サービスを効率的に整備していくためには、各保育施設がその特長を活かした適切な機能分担を図ることが望ましい。現在、園によっては大幅な定員割れをきたしている幼稚園を含め、既存の保育に係わる資源を有効に活用するとともに、例えば乳幼児の成長にあわせた施設間の受け入れ協力など、総合的な連携体制を構築することが重要である。

(1) 認可保育園

- 今後ともフルタイム雇用世帯を中心とした保育需要に対する基幹的役割を果たすが、虐待、親の疾病等による育児困難家庭の児童や、障害児など特に支援を必要とする児童への保育の受け皿としての役割を強化する。
- 0歳をはじめとする低年齢児保育に対する需要動向や認証保育所等の整備状況、4・5歳児における幼稚園の預かり保育の充実、総合施設化の動向等を踏まえつつ、年齢別定員構成の適正化を図る。
- その際、フルタイム雇用の育児休業取得者の予約入所制度等も併せて検討し、長期的には特に1歳から3歳までの定員拡充に努める。
- また、認証保育所やグループ保育室の利用者が、幼児到達時にできるだけ円滑に認可保育園等へ入所できるように、入所要件指数(入所の切実度や優先度を判ずる点数)の加算制度などについても検討する必要がある。
- 体験保育、保育研修などの場を提供する。

(2) 認証保育所、グループ保育室、家庭福祉員

いずれの施設も大半は園庭をもたず、また利用料が認可保育園より高額であることから、認可保育園への通過型施設としての性格が強いが、適切な支援を行うことにより、その特性を活かした保育機能を発揮することが期待できる。

ア 認証保育所

全年齢の乳幼児対象の施設であるが、保育に際して広い園庭を要しない乳幼児(0~2歳)の受け皿としての役割が期待される。今後も、増設支援等によって受け入れ数の拡大を促進する。

イ グループ保育室

0~2歳児を対象とした自主グループの運営による区独自の新しい制度であり、地域の熱意と人材を生かした協働・区民参加型の保育が期待される。場所の確保とともに、後述の育児支援人材養成制度等の構築によって従事スタッフを確保しやすい環境の整備を進め、新設を促進する。

ウ 家庭福祉員

0~1歳児の特に年度途中からの受け入れに貴重な役割を果たしている。しかし、家庭福祉員が一人で保育にあたるなどの制度的な制約があり、安定したサービスを提供していくうえで不安材料を抱えている。今年度は一時保育への業務拡大等に取り組んでいるが、今後は、区独自の代替応援制度を新設し、家庭福祉員の支援と利用者サービスの向上をはかる。さらに給食の提供などについてもその可能性を検討する。

(3) 幼稚園における預かり保育と総合施設

- 今回のアンケート調査結果によると、保育施設利用者や今後の利用希望者には、「必要な条件が整えば幼稚園を利用してもよい」と考える者が多数含まれており、改めて、幼稚園志向の根強いことが確認された。施設整備あたっては、既存の社会資源としての幼稚園の活用を積極的に検討すべきである。
- 幼稚園の保育的サービスでは、私立幼稚園(46園)の31園がすでに在園児の「預かり保育」を実施している。これらは、自宅育児者への一時保育サービスの供給源として、また不定期・短時間就労の家庭を中心とした保育需要の担い手として期待することが可能である。
また、幼保一元化を推進する「総合施設」は、条件が合致すればフルタイム就労の保育需要へも対応することができる。
- このため、今後、私立幼稚園の意向や方針を把握したうえで、特に4・5歳児の保育需要への担い手として、預かり保育を拡充するとともに、総合施設化を進めていくため区の支援のあり方等について検討する必要がある。

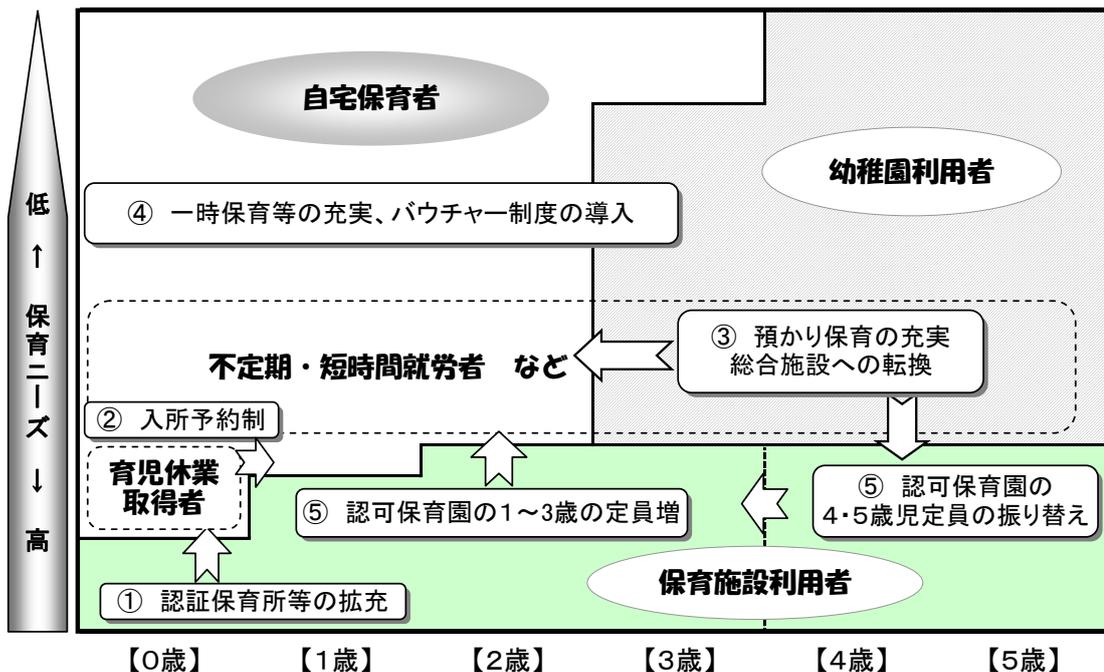
今後の保育需要への対応策のイメージ

【当面の対応】

- ① 認証保育所等の拡充により、0歳をはじめとする低年齢児の定員を拡大します。
- ② 入所予約制の導入により育児休業取得を促進し、0歳児の保育需要の抑制を図ります。
- ③ 幼稚園の預かり保育の充実や総合施設化などにより4・5歳児の受け入れ拡大を図ります。
- ④ 一時保育やバウチャー制度の導入などにより、自宅保育者の保育ニーズにも応えていきます。

【さらに、0歳児、4・5歳児の整備状況に応じて】

- ⑤ 認可保育園は、4・5歳児の定員を低年齢児に振り替え、主に1歳から3歳の定員増を図ります。



3 保育料等の利用者負担の格差是正

認可保育園志向が強い原因のひとつに、認証保育所等の利用金額が認可保育園に比べて高いことがあげられ、この格差の是正をはかるための具体化検討が必要である。

- 認可保育園の保育料は、平成10年1月の改定以降据え置かれており、国の徴収基準の47%（政令指定都市平均:67%）の水準にある。このため、適正な受益者負担のあり方について検討することとしてきた。しかし、現在、国において保育料の算定基礎となる個人所得税制の改正が検討されており、今後の税制改正の動向とそれによる保育料への影響について、現時点では見通しが難しい。また、児童手当など経済的な支援施策の拡充も課題になってきている。したがって、保育料改正のための具体的な検討については、こうした状況を見極めながら着手することとする。
- ただし、延長保育に関わる保育料は、より合理的な負担のあり方を検討する必要があり、延長スポット保育制度（注：参照）の本格導入と併行して、見直しを行うこととする。

注：従来の延長保育が月単位のサービス契約であるのに対し、延長スポット保育は時間単位の延長保育サービスである。多くの対象者に、より柔軟に延長保育サービスを提供できるとともに、園側にとっては延長保育の効率的運営が期待できる。
- 一方、認証保育所等の利用者負担の軽減は、早期に取り組むべき課題である。認可保育園の保育料の変化を考慮しつつ、支援策について具体化する必要がある。

4 育児支援人材養成制度の創設

一時保育等の拡充やグループ保育室・家庭福祉員の確保には、既存の人的資源では限界があり、熱意をもって育児支援に取り組む多くの地域人材を育成・活用できるよう、育児人材養成制度の創設が必要である。

- この制度は、乳幼児、児童分野共通の制度として検討し、「すぎなみ地域大学」の機能を活用し、区独自の育児支援スキル（熟練度）認定機能を備えたものとする。また、ベテラン保育士、児童（福祉）指導員等が保育・児童施設において現場研修にあたる。
- ボランティアのみならず、パート・アルバイト希望者等を取り込むことも検討し、資格取得した人材には、区との協働による子育て事業への参加、事業委託等の場などを用意する。また、NPO等組織化の支援も行うなど、意欲をもって育児事業に関与できるように活躍の道筋を整える。

第四 区立保育園の運営の見直しと今後の役割

区立保育園については、(職員の年齢構成等の違いはあるものの、)個別外部監査報告でも高コスト体質が強く指摘されており、一層の効率化に努めなければならない。また、保育施策・子育て支援施策全体の中での区立保育園の果たすべき役割を改めて明確にし、運営を見直していく必要がある。

1 保育園運営の効率化

- 保育需要見込みの新推計を踏まえ、区立保育園の民営化を段階的に、着実に進める。
- すべての園を対象に実態に応じた保育定員の増員可能数を把握し、年齢別定員構成の適正化を図りつつ、受け入れ定員の拡大を図る。
- 区立保育園の高コスト解消のため、延長乳児加配や困難園での加配分を非常勤職員により対応することとし、朝夕保育や延長保育のために措置している22名の保育士加配は解消する。
ただし、朝夕保育等を実施するために過重なローテーションとなることのないよう、一定の基準を設けて、最低限必要な保育士については別途確保を図る。
- 保育園給食調理員については退職不補充としており、18年度以降、調理業務委託が必要な段階にある。平成18年度に4園を委託することとし、正規職員及び非常勤職員の退職動向を勘案しながら毎年3~4園の委託を順次実施する。
また、既に多数の派遣職員を導入している用務職員も併せて同一業者への委託化を図る。

2 区立保育園の今後の役割と運営の弾力化

- 年齢別定員構成を見直して、育児休業終了後の保育希望者及び認証保育所、グループ保育室等からの受け入れの円滑化をはかる。そのために、育児休業後に入所しやすい仕組みとして年度途中からの入所予約制度を検討し、定員増の実施状況を踏まえた試行実施をめざす。
また、乳児期における認証保育所等の利用を促進しつつ、子どもの加齢に応じて認可保育園へ円滑な受け入れを行っていくために、入所要件指数の加算制度の導入を検討する。
- 年齢別定員構成の見直しに併せて、保育園の入所定員の増加を図る中で、障害児・被虐待児等、育児困難な家庭の乳幼児の積極的な受け入れに努める。
- 延長保育待機児の解消をはかるため、当面、延長保育定員の増加を図るとともに延長スポット保育枠の確保、同事前予約申し込みを導入し、延長保育の稼働率を高める。
また、平成19年度からは延長スポット保育の本格実施が予定されているが、早急に延長保育に関するニーズ調査を行い、従来の延長保育制度を見直し延長スポット保育制度に移行することも視野に入れた検討を行う。
- 緊急一時保育利用時における保育実施前診断書の提出条件の緩和など、手続きの簡素化をはかる。
- 育児支援人材の養成と活躍の場としての区立保育園の役割を明確化する。

3 家庭、地域子育てへの貢献

- 区立保育園は、地域の大切な子育て資源であり、地域の親子に対する園庭開放、子育て相談、体験保育(ふれあい保育)は、親が子育てのノウハウを身につけるうえで貴重な機会を提供している。今後、さらに各園が工夫を凝らして地域とのつながりを充実し、自宅で育児をしている親の支援、そして、園児を交えた子ども達の同年齢間及び異年齢間の交流を推進することに努める。
- 子育て相談の最初の窓口となることで、児童館、こども発達センターや保健所など関係機関への情報提供や引継ぎなど、子育ての悩み等の解消に有効な役割を果たす。
- 高齢者と子ども達の交流、地域行事への積極参加等を通じ、地域における子育ての理解増進に貢献していく。

4 保育料滞納への対応

保育料滞納対策のベースとなる収納電算システムの改善を行い、かつ、現行組織が協力して滞納の催告等にあたり滞納者の減に努める。

5 施設修繕の計画的実施

保育園施設の修繕については一斉点検を行い、その結果に基づき計画的に実施する。また、修繕基金の設置について今後研究する。

第五 新たな需要推計に基づく保育施設の整備と公設民営化

今回の保育需要推計においては、従来の待機児解消の観点に加え、虐待や親の病気などにより『保育を必要とする』育児困難家庭への対応を重視した。また、育児休業を短縮して0歳から保育施設入所を希望する傾向への対応策として、年度途中からの入所予約制等の導入も考慮した。その結果、現行5,231人の保育施設総定員を約420名増やし、5,650人の定員が必要であると推計した(平成17年4月の就学前児童人口の28.21%)。

こうした保育施設サービスの需要に応じていくために、今後10年、以下のとおり保育施設の整備と区立保育園の公設民営化に取り組む必要がある。

1 保育施設の整備方針と経費 (資料4参照)

(1) 定員確保の進め方

新たな施設保育需要(現行定員増420名)を満たすための保育施設の定員確保は、既存社会資源の活用を考慮し、次のように進めることとする。

- 既存の保育園については、現計画に基づき、区立保育園の改築による定員増(82名)及び定員の見直し(54名)、私立保育園の定員増(29名)を進める。
- 認証保育所等については、現計画での93名増に加えて、新たに認証保育所2所、グループ保育室1所の新設可能性を検討し、次期計画への反映を目指す。
- 幼稚園については、当面、3～5歳児を対象に6時までの預かり保育を行うとともに、長期休暇中も同様な対応が可能なサービスを実施する園を数園確保できるよう、協力要請や支援策の検討を行う。さらに、総合施設についても、各園の意向等を踏まえながら、早期に具体化を目指す。
- 上記の整備状況及び今後の就学前人口の動向を勘案し、私立または公設民営保育園の新設について検討し、着手する。

(2) 拡充策実施に要する全体経費

- 上記の定員確保策のうち、保育施設の種類と規模が現段階では未確定の162名分については経費算出が困難なため、仮に公設民営化園の保育経費を用いて試算したところ、420名の定員確保に必要な経費は、総額約6億8800万円であった。
- また、延長保育を全園で実施して、延長保育待機児の解消を図るとともに、産休明け保育を充実(2園)するためには約1億5800万円の経費を要する。このため、待機児解消を主眼とした保育施設サービスの拡充経費は、合計約8億4600万円と試算された。
- このほか、本報告で提起した主要な拡充策である、認証保育所等と認可保育園との自己負担金の格差是正やすべての子育て家庭を視野に入れた一時保育の抜本的拡充等に要する運営経費は、仮に前者を月2万円程度の引き下げ、後者を子ども・子育て行動計画で計画化した10か所として試算すると、約1億8100万円であった。
- このため、現時点で推計可能な拡充経費は、年間の運営費レベルで合計約10億2700万円であるが、このほか障害者指定園の増設や一時保育・預かり保育の充実、あるいは施設整

備費等を考慮すると、さらに経費を要するものと想定される。

2 区立保育園の公設民営化等

- 保育サービスの拡充には、前記のように少なくとも年 10 億 2700 万円以上の経費を要する。この経費の捻出にあたっては、区財政全体の中で子ども・子育て分野の位置づけを改めて見直していくことも必要だが、同時に、総経費の増加を極力抑制することに努めていかなければならない。そのために、引き続き公設民営化をはじめとする区立保育園の効率化に取り組んでいく必要がある。
- ただし、区立保育園の公設民営化は、保護者の理解、保育の水準の確保、必要な改築・改修など、さまざまな点に留意しながら慎重に進めていくことが必要である。そうしたことを踏まえ、本検討会では、平成 18 年度以降 10 年間で、区立保育園 10 か所(既民営化を含み 11 か所)を民営化することとした。
- このことによる経費節減効果は約 6 億 5000 万円程度であり、これに調理・用務委託の推進(10 年間で 18 か所)、保育士の加配解消などで期待される約 1 億 7900 万円を加えると、約 8 億 2900 万円となり、待機児解消を主眼とした保育施設サービスの拡充経費はほぼ捻出することができる。
- なお、改築に際して公設民営化する現在の手法だけでは、10 年間で 10 園の公設民営化を進めていくことは困難である。今後は、一部改修等による公設民営化も実施する必要があるが、その場合には対象保育園と実施予定年度などについて、事前に中期的計画等を公表したうえで進めるものとする。

3 区立保育園の職員の計画的採用 (資料 5 参照)

- 区立保育園の民営化により、保育士の定数は段階的・計画的に削減していくことができる。今後 10 年間に 10 園を民営化した場合、これに保育定員の拡充や延長保育の充実、加配解消など、現段階で想定可能な増減要素を加味すると、10 年間でおよそ 150 名程度の定数が削減されることとなる。
- 他方、今後 10 年間の保育士の定年退職者は約 170 名であり、この間の実績に基づきその他の退職者を考慮すると、削減数の 2 倍程度の退職が生じるものと考えられる。このため、区立保育園の運営体制の効率化にいつその工夫・努力を行いながら、区立保育園の保育士については、今後とも計画的な採用に留意していくものとする。このことにより、区立保育園の活性の維持と蓄積されたノウハウの継承にとって必要な若手保育士の一定の確保も可能である。

おわりに

本報告は、昨年の個別外部監査報告を受けて検討を行ったものであるが、①一時保育等にかかる需要については、保育施設のほかに新たな別の提供主体を設けて対応していくこととした上で、②保育施設サービスの需要には育児困難家庭の受け入れ等の要素を盛り込んだこと、③既存資源の有効活用の視点から、保育施設サービスの担い手として新たに幼稚園の役割に注目したこと、④0歳児に関しては入所予約制などの導入による育児休業の取得支援と保育需要抑制策が必要であるとしたこと、⑤認証保育所等の利用者に対しては負担額の格差是正策が必要であるとしたことなど、今後の保育サービスのあり方について、幾つかの新しい方向性を示すことができたものと考えている。

なお、保育需要は就学前人口の変動等に大きく左右されるので、その動向を把握し必要な推計の見直しを行いながら、保育施設整備計画を具体化していくことが必要であると考えている。

保育施設需要推計

1 アンケート調査に基づく保育施設需要推計

- 就学前児童を養育する 1800 世帯にアンケートを配布し、774 名から回答を得た。
- アンケート発送日は、平成 17 年 3 月 10 日、回収期限 3 月 25 日。
- 設問における児童年齢は、平成 16 年 4 月 1 日現在の年齢とした。

(1) 自宅育児者のうち、保育施設入所希望者を抽出

アンケート回答における自宅育児者(保育施設や幼稚園を利用していない者)のうち、保育施設利用希望者(除く、事業所内保育施設)を集計した。その結果、自宅育児者 420 名のうち、107 名が保育施設の利用を希望している。

保育施設入所、幼稚園通園、自宅育児の状況

保育施設入所	幼稚園通園	自宅で育児	無回答	計
192 (24.8%)	161 (20.8%)	420 (54.3%)	1	774

自宅育児者→利用したい施設

認可保育所	幼稚園	認証保育所	家庭福祉員	事業内保育施設	他の認可外保育施設	希望なし	計
97	295	8	1	3	1	15	420

※網掛け部分の人数:97+8+1+1=107 人

(2) 『保育に欠ける』人数を推計

ア、推計の方法

自宅育児者で保育施設入所希望者している者(107 人)のなかで、「いつから利用したいか」の回答、及び「利用を希望する理由」の回答を集計し、『保育に欠ける』状況の分析を行った。

自宅育児者→保育施設を利用開始したい時期及び理由 (事業所内保育施設を除く)

	すぐに	母の産休明けから	父・母の育休明けから	小計	子どもが3歳になった時から	子どもが4歳になった時から	小計	合計
1 現在働いている・働く予定がある	11	7	26	44	7	0	7	51
2 職を求めて活動中	6	1	0	7	2	0	2	9
3 家族・親族の介護	1	0	0	1	0	0	0	1
4 保護者の病気・障害	1	0	0	1	0	0	0	1
5 保護者が学生	0	0	0	0	0	0	0	0
6 利用できれば働きたい	9	2	1	12	20	2	22	34
7 幼児教育を受けさせたい	2	0	0	2	1	2	3	5
8 集団生活を経験させたい	3	0	0	3	0	1	1	4
9 育児から離れる時間を持ちたい	0	0	0	0	0	0	0	0
10 自分の時間を確保したい	0	0	0	0	0	0	0	0
11 その他	1	0	1	2	0	0	0	2
合計	34	10	28	72	30	5	35	107

注:「利用を希望する理由」は複数回答であるが、回答者ごとに先頭回答を取って集計した。切実度の高い「1 保護者が現在働いている・働く予定がある」「2 職を求めて活動中である」は、すべて先頭回答に記載され

ており、この方法で問題がないと考えた。

イ、分析結果（上表参照）

利用を開始したい時期が、「すぐに」「母の産休明けから」「父母の育休明けから」の回答者で、かつ、その利用したい理由を調べ、「1 保護者が現在働いている・働く予定がある」「2 職を求めて活動中である」理由を有する者を抽出した。現在の「保育に欠ける」要件を満たすものであり、その結果は、44 人+7 人=51 人である。

※ 51 人÷774 人（全回答者）=6.59%

※ 17 年 1 月 1 日現在の就学前乳幼児人口 20,006 人×6.59%=1,318 人

そのほか、「子どもが 3 歳になった時から」「子どもが 4 歳になった時から」と回答した者が相当数いるが、別の設問「条件が整えば幼稚園を利用しますか」の回答において、多くが幼稚園利用を希望していることもあり、今回の『保育に欠ける』需要推定からは除くこととした。しかし、「6 利用できれば働きたい」という者とともに、『保育に欠ける』状態が生まれれば入所申請につながる可能性がある。

(3) アンケートに基づく保育施設需要のまとめ

保育施設需要を推計するあたり、今回のアンケート調査の実施時期を考慮する必要がある。調査は 3 月に行われたものであり、保育施設在園児 5,091 人のうち 4 月に 5 歳児 919 人が卒園するので、5 歳児を除く在園者は 4172 人である。したがって、保育施設需要は、在園者 4,172 人+アンケート結果保育需要となる。

① 新規需要：7 年 1 月 1 日現在の就学前乳幼児人口 20,006 人×6.59%=1,318 人（再掲）

② 4 歳以下既通園児との合計：4,172 人+1,318 人=5,490 人

③ 人口比需要：5,490 人÷17 年 1 月の就学前乳幼児人口 20,006 人=27.44%

注：最近の保育施設入所申し込み状況に照らした検証

基本需要を最近の認可保育園（区立+私立）入所申請状況と比較してみる。

年度	入所可能数	申請数
15	1,031	1,036
16	1,015	1,234
17	1,084	1,236

◎17 年度 4 月実績と比較すると、アンケートによる新規需要(1,318 人)が若干上回っているが、82 人の差であり、ほぼ実態を反映していると見ることができる。

以上がアンケート結果分析に基づく保育需要推計であるが、就学前人口比 27.44%という結果は、平成 17 年 4 月時点での実績「総定員+待機児数」が就学前人口の 26.61%であったことを考えると、比較近似値であり、実態がよく反映された数値と言える。

しかし、アンケート分析のみで需要を推定するのは不十分であると思われる。保育需要を考えると、今回のアンケート結果では把握しきれない切実な保育需要が存在する。

次の「新たな保育ニーズと確保すべき保育施設の定員」で述べるように、最近顕著となっている育児困難等を事由とする施設保育ニーズの側面からも、需要と定員設定を考察する必要がある。

2 新たな保育ニーズを考慮した定員

最近、両親の就労により『保育に欠ける』児童だけではなく、虐待、ひとり親、親の病气、障害児子育てなど、他の育児困難事由によって『保育を必要とする』児童の数が増加している。それらの対応を考慮し総定

員のあり方を考える必要がある。

また、女性の社会参加と少子化対策の両立の面から、育児休業制度の普及促進が望まれているが、育児休業明けに保育施設に入れる保障がないため休業を十分には取得せず、0歳から保育施設への入所希望を提出する傾向が顕著である。この対応策として、例えば、入所予約制の導入が考えられるが、そのためには、定員に一定の余裕を持つことを考慮しなくてはならない。

(1) 年度当初の在籍状況

17年4月現在の保育施設定員と在籍状況は、次表のとおりである。

	定員 A	区内乳幼児 在籍数 B	区外からの 受託数 C	区外への 委託数	待機児(希望アン マッチを含む)	在籍率 (B+C)÷A
認可(区立・私立) 保育園	4,970	4,762	100	77	98	97.81%
認証保育所	214	124	8	28		61.68%
グループ保育室	15	11		4		73.33%
家庭福祉員	32	15				46.88%
計	5,231	4,912	108	83	98	95.97%

注:認可保育園をみると、年度当初在籍率 97.81%では、年度途中からの入所受け入れは殆どできない。

(2) 必要な定員の推計

ア ひとり親家庭の申し込み(近年の年度途中入所申請事由から) 約 20 人

イ 虐待・DV等緊急入所を必要とする児童(近年の年度途中入所申請事由から) 約 5 人

ウ 育児休業明け年度途中入所予約推計 約 30 人

○11月以降の0歳児待機児のうち約50%は、育児休業関係である。

※16年12月の待機児121人のうちの約60人の保護者が、育児休業中又は育児休業明けであった。育児休業の取得期間は、ほとんどの保護者が4月入所に合わせて調整している。

○入所予約需要の推計(16年12月の育児休業関係待機児60人の入所の実績から)

- ・8人が翌年4月に0歳児クラス入所
- ・7人が翌年4月に1歳児クラス入所
- ・45人が翌年途中で育休復帰1歳クラス対象になるが、45人のうち4月に入所希望者する児童を15人と考えると、45人-15人=30人が育児休業明け年度途中予約入所需要。

◎ ア～ウの合計: 20+5+30=55人、これに基づく1年目から5年目までの在籍計=270人

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
0歳児	10					
1歳児	34	10				
2歳児	4	38	10			
3歳児	4	4	38	10		
4歳児	2	4	4	38	10	
5歳児	2	2	4	4	38	
計	56	58	56	52	48	270

※歳児別入所需要は、実績を参考に配分

エ 17年4月時点の待機児数98人(約100人)

今年度4月時点での待機児は98名である。待機児の解消は最重要課題であるが、その数は、平成15

年度は新規入所申請が 1,036 人で、14 年度の 881 人から 155 人(17.6%)も増加したように、年によっては大幅に増えることもある。

(3) 新たな保育ニーズを考慮した定員

現行定員 5,231 人 + ア〜ウ 270 人 + エ待機児 100 人=5,601 人

3 確保すべき保育施設総定員

○アンケート分析による推計から:保育施設需要 5,490 人

○新たな保育ニーズを考慮した定員:5,601 人(ただし、余裕のない定員状態)

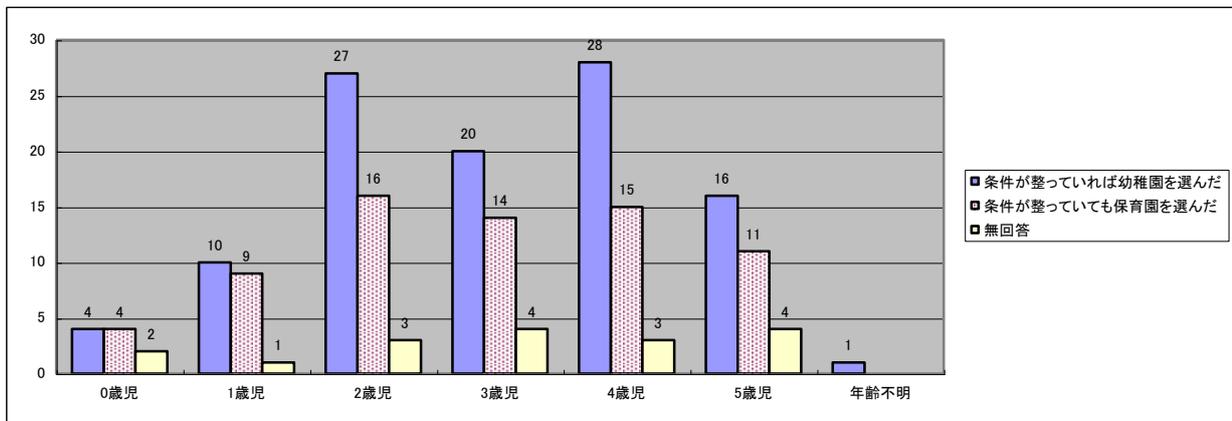
以上のとおり、二つの側面から保育施設需要を推計したが、需要と定員の関係において、希望と空き状態のアンマッチが生ずるので定員には若干の余裕を見ておく必要がある。また、今後は、育児困難による「保育を必要とする」乳幼児に対する緊急受け入れ等が増加すると考える必要がある。このようなことから、**確保すべき保育施設の総定員は、5,650 人**とし、今後数年の就学前人口の変動や実際の需要を把握し検証を加えることが適切である。

保育施設総定員 : 17 年 4 月定員 5,231 人(約 5,230)+419 人(約 420) =5,650 人
17 年 4 月就学前人口 (20,030 人) の 28.21%

アンケート調査結果—条件が整えば幼稚園利用可とする回答

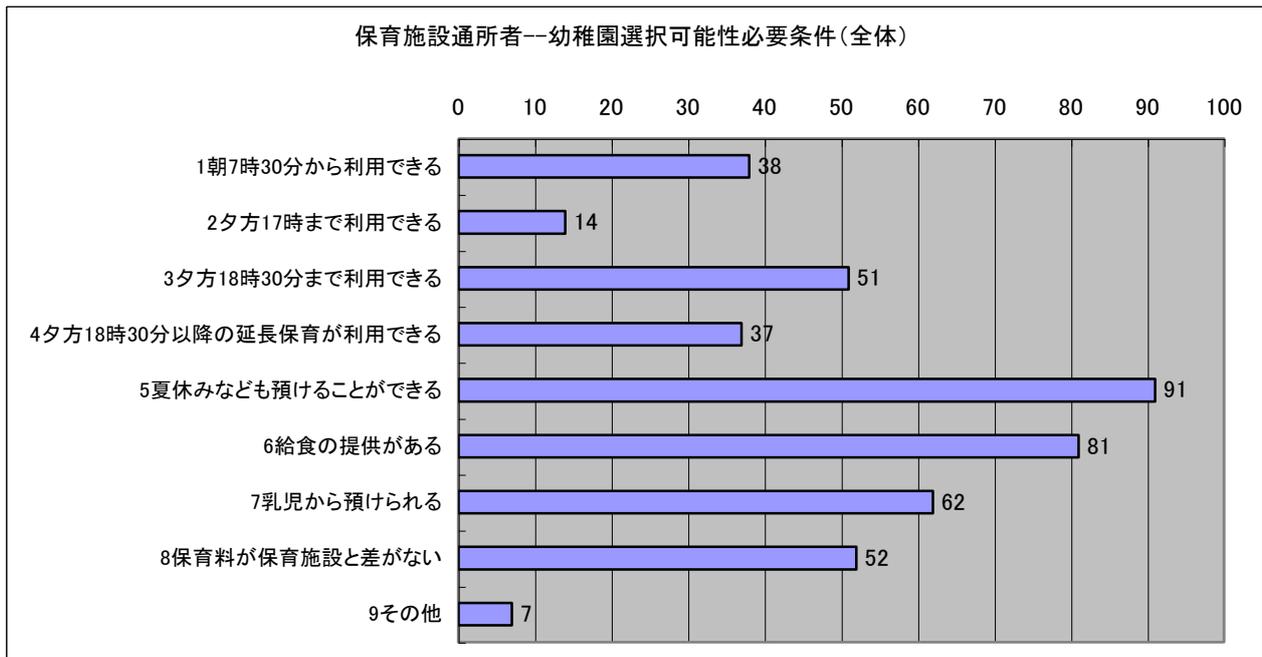
1 保育施設通所者で条件が整っていれば幼稚園を選んだ可能性

歳児	0	1	2	3	4	5	年齢不明	計	割合
条件が整っていれば幼稚園を選んだ	4	10	27	20	28	16	1	106	55.2%
条件が整っていても保育園を選んだ	4	9	16	14	15	11		69	35.9%
無回答	2	1	3	4	3	4		17	8.9%
計	10	20	46	38	46	31	1	192	100.0%



2 保育施設利用者-幼稚園を選んだかも知れない理由(必要条件)

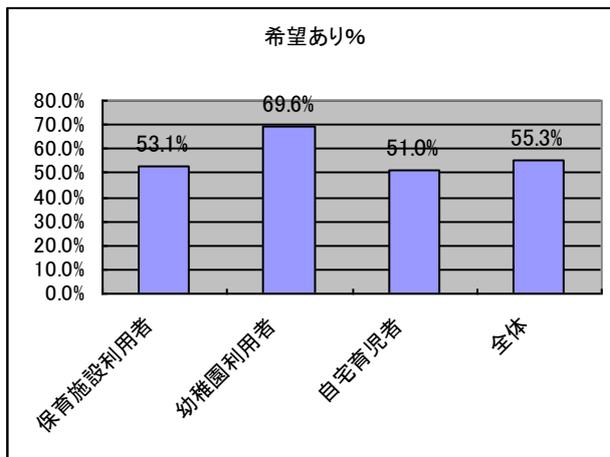
理由	0	1	2	3	4	5	年齢不明	全体	全体%
1 朝 7 時 30 分から利用できる	2	3	13	5	8	6	1	38	8.8%
2 夕方 17 時まで利用できる		1	1	3	7	1	1	14	3.2%
3 夕方 18 時 30 分まで利用できる	2	5	16	9	10	9		51	11.8%
4 夕方 18 時 30 分以降の延長保育が利用できる	1	4	10	5	11	5	1	37	8.5%
5 夏休みなども預けることができる	2	9	21	18	27	13	1	91	21.0%
6 給食の提供がある	1	7	22	15	24	11	1	81	18.7%
7 乳児から預けられる	3	8	18	10	17	5	1	62	14.3%
8 保育料が保育施設と差がない		4	16	8	14	9	1	52	12.0%
9 その他			5	2				7	1.6%
計	11	41	122	75	118	59	7	433	100.0%



アンケート調査結果—「一時保育利用希望回答」

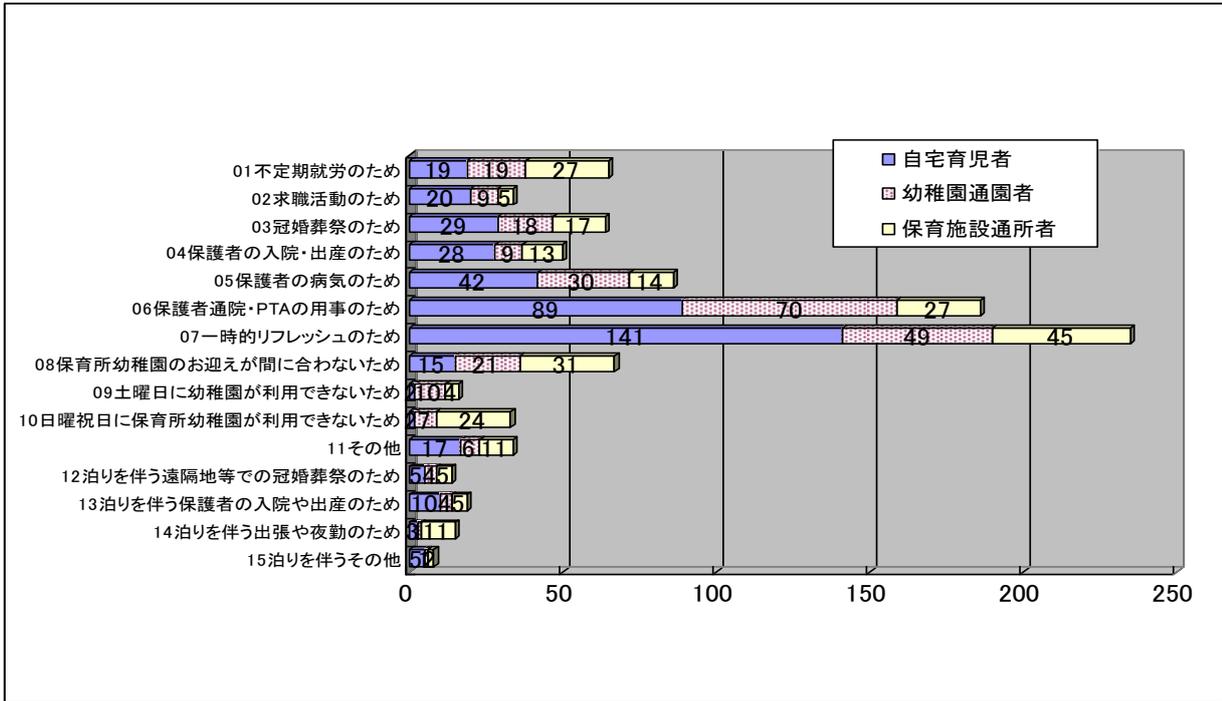
1 一時保育を希望する者の割合

	希望あり a	希望あり% a/d	希望なし b	希望なし% b/d	無回答 c	計 d
保育施設利用者	102	53.1%	85	44.3%	5	192
幼稚園利用者	112	69.6%	47	29.2%	2	161
自宅育児者	214	51.0%	203	48.3%	3	420
不明		0.0%	1	100.0%		1
全体	428	55.3%	336	43.4%	10	774



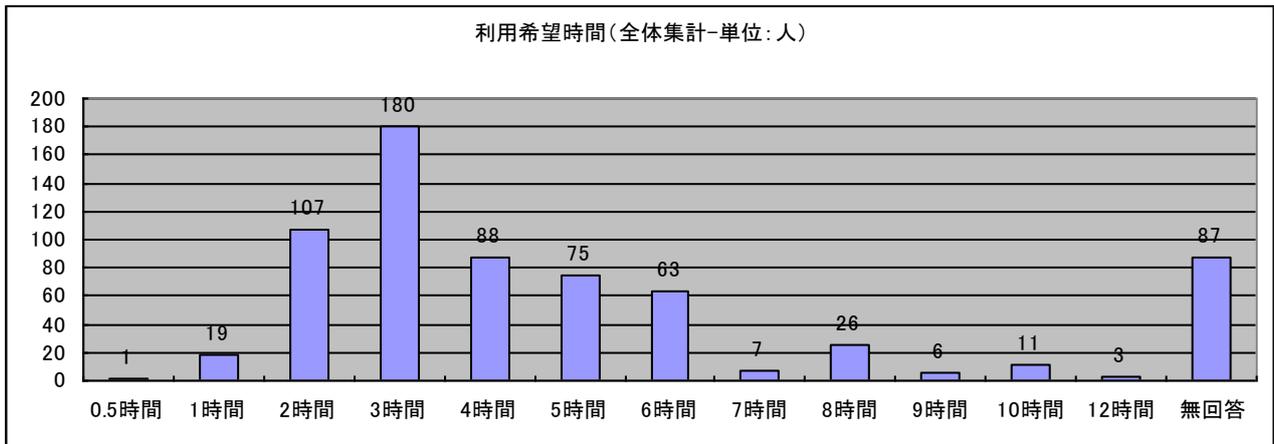
2 一時保育 利用希望の理由

	自宅育児者	幼稚園通園者	保育施設通所者	希望有無欄未記入者	計	割合
01 不定期就労のため	19	19	27		65	7.0%
02 求職活動のため	20	9	5		34	3.7%
03 冠婚葬祭のため	29	18	17		64	6.9%
04 保護者の入院・出産のため	28	9	13		50	5.4%
05 保護者の病気のため	42	30	14	1	87	9.4%
06 保護者通院・PTAの用事のため	89	70	27		186	20.0%
07 一時的リフレッシュのため	141	49	45	2	237	25.5%
08 保育所幼稚園のお迎えが間に合わないため	15	21	31	1	68	7.3%
09 土曜日に幼稚園が利用できないため	2	10	4		16	1.7%
10 日曜祝日に保育所幼稚園が利用できないため	2	7	24		33	3.5%
11 その他	17	6	11		34	3.7%
12 泊りを伴う遠隔地等での冠婚葬祭のため	5	4	5		14	1.5%
13 泊りを伴う保護者の入院や出産のため	10	4	5		19	2.0%
14 泊りを伴う出張や夜勤のため	3	1	11		15	1.6%
15 泊りを伴うその他	5	1	2		8	0.9%
計	427	258	241	4	930	100.0%

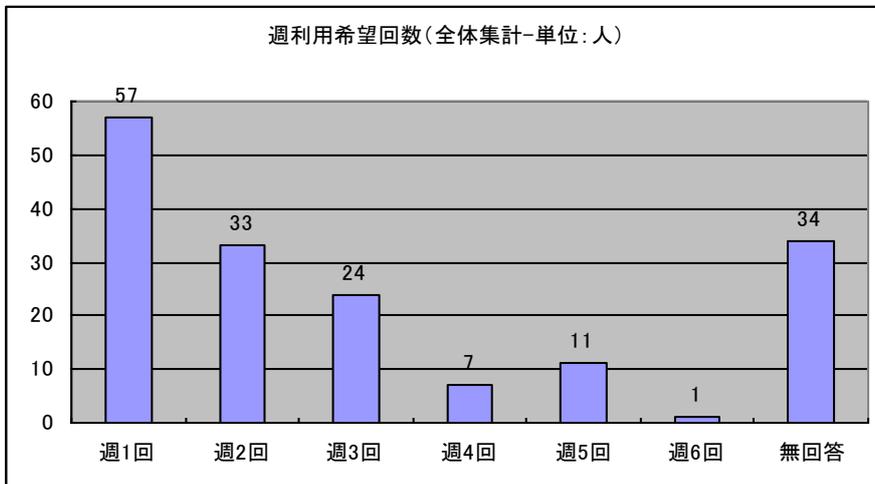


3 利用希望時間・回数

(1) 利用希望時間



(2) 週利用希望回数



1 待機児解消等のための定員増の施策と要する経費(概算)

		増定員 A	児童一人あたりの 経費 B	経費 A×B	備 考
前期 18～22 年 度既予定分	認証保育所 3 所新設	90	1,212 千円	109,080 千円	
	家庭福祉員新設	3	838 千円	2,514 千円	
	私立保育所定員増	29	1,762 千円	51,098 千円	
	区立保育園改築時定員 増(公設民営移行)	82	1,762 千円	144,484 千円	改築等 3 園
	既存区立保育園定員増	54	1,762 千円	95,148 千円	平均人件費換算 11 名 相当
	小 計	258	*****	402,324 千円	
不足分(前期～ 後期、計画化を 要する)	グループ保育室1所新設 (規模検討中)				
	認証保育所 2 所新設 (規模検討中)				
	幼稚園総合施設化(促進 による実現)				いくつかの幼稚園に総合 施設化の希望あり
	私立又は公設民営保育 園新設(今後の需要動向 を把握のうえ検討)				
	小 計	162	1,762 千円	285,444 千円	
計	420	*****	687,768 千円 約 688,000 千円		

注 1: 公設民営化保育園の運営経費は、指定管理者が社会福祉法人であるか株式会社等であるかによって異なるが、ここでは、社会福祉法人に任せる場合のコスト(児童ひとりあたり 1,762 千円)を用いた。また、定員不足分 162 名の充足に要する経費も、さしあたって、同額で試算した。

2 拡充策実施に要する全体経費

合計約 1,027,000 千円

①待機児解消等の保育施設サービス充実のための経費 ○新たな施設保育需要推定 5,650 名を充足する定員増に要する経費 (前表参照) 約 688,000 千円 ○延長保育又はスポット保育を全園実施人件費 8,325 千円×17 園 ○産休明け保育 2 園増の人件費 8,325 千円×2 園 ※ただし、障害児指定園を増やす場合は、さらに経費を要する。	約 846,000 千円
②保護者自己負担金格差是正のための経費 ○認証保育所、グループ保育室と認可保育園との自己負担金格差是正 ※増員予定も含めた 337 名につき、月 2 万円程度の負担金引き下げ を想定した場合。	約 81,000 千円
③一時保育(ひととき保育)の充実のための経費 ○子ども・子育て行動計画「ひととき保育」の運営費 10 か所分 ※ただし、需要動向や他の施設での預かり保育の拡充によっては、さ らに経費増の可能性あり。	100,000 千円

3 保育に関する費用(基礎数値等) 単位:千円

(1) 保育総経費 平成 16 年度

支出済額 A	歳入額 B	一般財源 A-B
11,026,444	1,731,719	9,294,725

(2) 民営化による運営費節減額 (92 名定員の場合、「2004 ざいせい」等から)

	支出経費 A	歳入 B	一般財源 C=A-B	一人あたりの経費 C/定員	一人あたりの 経費 A/定員
区立保育園	226,964	19,964	207,000	2,250	2,467
民営化保育園	162,085	19,964	142,121	1,545	1,762
節減額	64,879	0	64,879	705	705
備考		区平均保育料年額 217 千円×定員	含む財政調整交付金		

※ 児童一人あたりの運営経費の差と民営化1か所あたりの節減額

区立保育園A	公設民営化保育園 B	差A-B	定員(名)	1か所削減額
2,467	1,762	705	92	64,860

(3) 調理・用務委託による節減経費(1園あたり)

	削減額
非常勤栄養士なしの場合	6,000
非常勤栄養士配置した場合	3,000

(4) 加配保育士解消による節減額

1人あたりの削減額(保育士平均人件費)	8,325
---------------------	-------

(5) 認証保育所、グループ保育室運営費

	支出経費 A	歳入 B	一般財源 C=A-B	一人あたりの経費 C/定員	一人あたりの 経費 A/定員
認証 6 所 計 158 名定員	191,428	95,054	96,374	610	1,212
グループ 1 所 計 15 定員	13,740	0	13,940	929	916
備考		認証の歳入は都 の補助金			

(6) 家庭福祉員運営費

	支出経費 A	歳入 B	一般財源 C=A-B	一人あたりの経費 C/定員	一人あたりの 経費 A/定員
9 所 定員 33 名	27,642	11,733	15,908	482	838
備考		歳入は都の補助金			

(7) 人件費 (社会保険料区負担含む)

	年人件費
区立保育園平均	8,325
区係長級平均 A	8,989
区主事 1 級 B	3,461

所要人員の変化（保育士）

事由等		年度		17年度	前期 (18～22年度)	後期 (23～27年度)	
総要員数	民営化 による減	No.2 荻窪北			19		
		No.3 高円寺北			14		
		No.4 下高井戸			12		
		No.5			17		
		No.6			17		
		No.7～No.11				85	
		小計 a			79	85	
	加配解消による減 b					22	
	保育サー ビスの充 実	産明け指定園増				2	
		延長保育指定園増				6	
		延長(又はスポット)保 育全園実施				11	
		緊急 54 名定員増				11	
		ローテーション対応				7	
						0	
小計 c					37		
計 A (期末所要人員数)							
前期末: 735 名 - a - b + c							
後期末: 前期末 - a - b + c				735	671	586	
見込 退職 数	定年退職				66	106	
	勸奨退職等(年平均 13 名)				65	65	
	計 B				131	171	
残人員 等	残在籍人員数 C						
	前期末: 735 名 - 前期退職見込数 B 後期末: 前期末 + 要新規採用 - 後期 退職見込数 B				735	604	500
要新規採用数 A - C					67	86	

個別外部監査報告書による指摘事項検討結果（要旨）

指摘事項		対応策
1	保育施策全般に係るニーズの把握が必要	平成 17 年 3 月ニーズ調査実施
2	第三者評価の継続が必要	第三者評価を継続する。
3	待機児の考え方(定義)見直し	現状どおりに取り扱う。ただし、入所希望理由の精査や状況確認を詳細に行い、かつ育児困難家庭等の児童入所対応を充実する。
4	認可保育園の保育料の認証保育所並への引き上げ	所得税の改正状況を見ながら検討する。認証保育所等の負担軽減を検討し格差是正をはかる。
5	各保育サービスのコストの比較	18 年度以降、区立保育園を 10 年間で 10 か所民営化する。 認証保育所の設置を推進する。
6	認可保育園保育料の引き上げ	所得税の改正状況を見ながら検討する。
7	公立保育園の加配解消	保育士 22 名を解消する。
8	ベテラン保育士の区内保育事業全般への活用	保育人材育成制度を検討し、ベテラン保育士の活用を図る。
9	指定管理者制度の活用	10 年間で 10 か所民営化する保育園は指定管理者制による公設民営を想定する。
10	入所要件の調査の徹底	必要書類の提出を徹底し、入所要件を確実に確認する。
11	育休・休職以外の加配保育士の精査	保育士 22 名を解消する。
12	収納システムの改善により、滞納保育料の回収を行う必要がある。	収納電算システムの改善を行い、滞納者の減に努める。
13	保育園給食のコスト削減のため、外部委託化や親子方式の導入が必要	園ごとに調理業務を委託する。
14	園外実施は特に指摘事項はない。	—
15	0 才児保育の拡大に伴い、1 歳児保育の減少にならないように配慮が必要。	低年齢児の需要動向や認証保育所の整備状況を踏まえつつ、長期的には 1～3 歳の定員拡充に努める。
16	一部の園について、2 時間延長の実施も必要	延長保育の見直しの中で、2 時間の延長保育も検討する。
17	延長保育料の見直しが必要	延長スポット保育の本格実施にむけた検討の中で、併せて検討する。
18	障害児保育は特に指摘事項はない。	—
19	年末保育は特に指摘事項はない。	—
20	園別の修繕計画を立て、これにあわせた基金の積立が必要	一斉点検を行い、計画的に修繕を行う。また、基金の設置について研究する。
21	高円寺北保育園・上高井戸保育園の耐震工事が必要	高円寺北保育園は平成 17 年 12 月移転予定。上高井戸保育園は都営住宅との併設のため東京都と調整する。

22	認証保育所は有効な事業手法であるが、利用者にアンケートをとる必要がある。	第三者評価を行うよう啓発 17年度2園実施予定
23	保育室は認証保育所へ移行するが、運営主体に過度な負担とならないように配慮が必要。	16年度末で認証保育所に移行された。
24	家庭福祉員を増やしていく必要がある。	代替応援制度を新設し、家庭福祉員の支援と利用者サービスの向上をはかる。
25	グループ保育室は、積極的に数を大幅に増加させるより、自発的にグループ化されたものを区が支援する形が望ましい。	場所の確保とともに、人材養成制度等の構築による環境の整備を進め、新設を促進する。
26	緊急一時保育は特に指摘事項はない。	—
27	一時保育は、実施園の拡充が望まれる。	子ども子育て行動計画での一時保育の実施と整合性を取りながら今後のあり方を検討する。
28	子育てサポート事業については、どの程度区民に周知されているか調査が必要	
29	ファミリーサポートセンター事業については、実際に活動可能な協力会員を増やす必要がある。	派遣形態の見直しや協力員確保に努めながら、多くの需要に柔軟に応えられる体制作りを進める。また、社福協議会のみでは限界があり、別途、当該事業の展開を検討する。
30	病後児保育の利用者が少ない理由を調査する必要がある。	

網掛け部分は、あり方最終報告で述べられていない事項

保育サービスあり方検討部会員名簿

	所 属	氏 名	備 考
部会長	保健福祉部長	小林 英雄	
副部会長	児童担当部長	伊藤 重夫	
部会員	政策経営部企画課長	相田 佳子	
々	政策経営部副参事 行政改革担当	斎木 雅之	平成17年3月31日まで
々	々	鈴木 雄一	平成17年4月1日から
々	政策経営部副参事 組織・能力開発担当 (職員課長)	与島 正彦	平成17年3月31日まで
々	政策経営部副参事 組織・能力開発担当	木浪 るり子	平成17年4月1日から
々	区民生活部 地域人材・NPO 担当課長	徳嵩 淳一	
々	保健福祉部管理課長	長田 斎	
々	保健福祉部児童課長	増井 忠勝	平成17年3月31日まで
々	々	田中 徹	平成17年4月1日から
々	保健福祉部保育課長	赤井 則夫	平成17年3月31日まで
々	々	佐々木 和行	平成17年4月1日から
々	保健福祉部 児童青少センター所長	有坂 幹朗	平成17年3月31日まで
々	々	白垣 学	平成17年4月1日から
々	教育委員会学務課長	井口 順司	
々	区民生活部納税課	吉田 勝彦	
々	都市整備部 都市計画課担当係長	勝野 高好	
々	保健福祉部 保育課管理係長	長池 修	

保育施策検討作業部会員名簿

	所 属	氏 名	備 考
部会長	保健福祉部管理課長	長田 齋	
副部会長	保健福祉部児童課長	増井 忠勝	平成17年3月31日まで
々	保健福祉部保育課長	佐々木 和行	平成17年4月1日から
部会員	保健福祉部児童課長	田中 徹	平成17年4月1日から
々	政策経営部企画課 企画調整担当係長	中井 裕	平成17年3月31日まで
々	々	畦元 智恵子	平成17年4月1日から
々	保健福祉部管理課 管理係主査	白井 教之	
々	保健福祉部児童課 保健担当係長付主査	齋藤 とみ子	
々	保健福祉部保育課 保育計画担当係長	出保 裕次	
々	保健福祉部児童青少センタ - 子育て推進係主査	副島 雅代	
々	教育委員会 学務課学事係主査	小塩 尚広	
々	区民生活部課税課 調整担当係長	山崎 忠	
々	保健福祉部 保育課管理係長	長池 修	
々	保健福祉部保育課 阿佐谷東保育園長	酒井 啓子	
々	保健福祉部保育課 上荻保育園長	日野 照代	
々	地域福祉課 ささえあい係長	吉田 むつき	

保育園運営検討作業部会員名簿

	所 属	氏 名	備 考
部会長	保健福祉部保育課長	赤井 則夫	平成17年3月31日まで
々	々	佐々木 和行	平成17年4月1日から
副部会長	政策経営部副参事 組織・能力開発担当 (職員課長)	与島 正彦	平成17年3月31日まで
々	政策経営部副参事 組織・能力開発担当	木浪 るり子	平成17年4月1日から
副部会長	都市整備部 都市計画課担当係長	勝野 高好	
部会員	政策経営部 職員課定数・組織担当係 長	杉本 稔	
々	政策経営部職員課 定数・組織担当係長主査	喜多川和美	平成17年3月31日まで
々	々	佐藤 杉夫	平成17年4月1日から
々	保健福祉部 保育課職員担当係長	糊澤 健造	平成17年3月31日まで
々	保健福祉部保育課 馬橋保育園長	風間 正代	
々	保健福祉部保育課 天沼保育園主査	高根沢 昭	
々	保健福祉部保育課 久我山保育園主査	戸塚 千鶴	
々	保健福祉部保育課 上井草保育園	中 裕子	
々	区民生活部区民課 外国人登録係長	西澤 正光	

「保育サービスあり方検討部会」検討経過

回数	日 程	内 容
第1回	平成16年11月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「保育サービスあり方」これまでの経緯 ・検討部会の設置について ・作業部会の設置について ・検討事項等について ・今後の進め方・予定について
第2回	平成17年1月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施策検討作業部会の検討経過について 作業部会での検討項目とアンケートの実施 ・保育園運営検討作業部会の検討経過について 作業部会での検討項目と職員配置の状況
第3回	平成17年3月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・各作業部会中間報告(案)について
第4回	平成17年4月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・各作業部会中間報告(案)の一本化について
第5回	平成17年6月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施策検討作業部会の検討経過について アンケート結果分析と保育需要再推計の進め方ほか ・保育園運営検討作業部会の検討経過について 保育士の加配解消、調理業務の委託ほか
第6回	平成17年7月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施策検討作業部会の検討経過について 保育需要再推計、家庭福祉員制度の充実ほか ・保育園運営検討作業部会の検討経過について 延長保育の見直しほか
第7回	平成17年7月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施策検討作業部会の検討経過について 保育経費概観、保育園運営の見直しほか
第8回	平成17年8月12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討部会最終報告に向けて
第9回	平成17年8月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討部会最終報告(案)について